

MUSIC AVENUE レッスン規約

この「MUSIC AVENUE レッスン規約」(以下、「本レッスン規約」といいます。)は、「[MUSIC AVENUE 利用規約](#)」に基づき一般財団法人ヤマハ音楽振興会(以下、「当会」といいます。)が運営・提供する、音楽レッスン(以下、「レッスン」といいます。)を受講いただくに当たっての注意事項等について定めています。レッスンのご受講に際しては、「MUSIC AVENUE 利用規約」に加え、予め本レッスン規約の内容をご確認いただき、これに同意のうえ、お申し込み・受講いただきますよう、お願ひいたします。

第1条（目的）

本レッスン規約は、レッスンの内容、受講条件、確認事項、注意事項等について定めています。本レッスン規約は、レッスンの受講に当たっての当会との契約として、これを申し込み、受講するすべての会員に適用されます。なお、本レッスン規約上の用語の定義は、本レッスン規約で新たに規定するものを除き、MUSIC AVENUE 利用規約に定める通りとします。

第2条（細則等）

- 当会は、各レッスンの提供に当たり、本レッスン規約とは別に、該当のレッスンのご案内ページや申し込みページ上で個別の細則・注意事項等(以下、「レッスン細則」といい、本レッスン規約と総称して、以下、「レッスン規約等」といいます。)を定めることができます。
- 当会がレッスン細則を定めた場合、該当する個別の条件、注意事項等については、本レッスン規約とともに、該当のレッスン細則が適用されます。
- レッスン規約等の定めと MUSIC AVENUE 利用規約(レッスン規約等と総称して、以下、「本規約等」といいます。)の定めとの間に矛盾・抵触がある場合は、レッスン規約等の定めが優先して適用され、本レッスン規約の定めとレッスン細則の定めとの間に矛盾・抵触がある場合は、レッスン細則の定めが優先して適用されます。

第3条（同意）

- レッスンの受講を申し込み、これを受講いただくためには、MUSIC AVENUE 利用規約、ならびに本レッスン規約およびレッスン細則に同意していただく必要があります。なお、会員が当該レッスンの受講申し込みをしたときは、MUSIC AVENUE 利用規約、ならびに本レッスン規約およびレッスン細則に同意したものとみなします。

2. 未成年者は、レッスンの受講申し込みに際し、事前に親権者等の法定代理人の同意を得るものとします。なお、未成年者がレッスンの受講を申し込んだときは、その法定代理人の同意を得ているものとみなします。

第4条（レッスン内容）

1. 当会が本規約等に基づき運営・提供するレッスンは、一定の指導期間を設けた音楽関連レッスン（以下、「定期レッスン」といいます。）、あるいは一回完結型の音楽関連レッスン（以下、「単発レッスン」といいます。）で、当会が指定する会場で実施するもの（以下、「会場レッスン」といいます。）と、オンラインで実施するもの（以下、「オンラインレッスン」といいます。）があります。

2. レッスンのテーマ、講師、内容、受講期間・日程、会場、クラス、システム、受講料、教材、その他の詳細は、すべて当会が指定し、当該レッスンのご案内ページおよび申し込みページでご案内します。

3. 当会は、当会独自の判断で、レッスンの講師、内容、日程等を変更する場合があります。変更内容については、電子メール、本サイト上での変更通知、その他適宜の方法でお知らせします。なお、当該変更に起因する会員の不利益について、当会は、当会に故意または重大な過失のある場合を除き、一切責任を負いません。

第5条（レッスンスケジュール）

1. 1回あたりのレッスン時間には入れ替え・楽器準備・片付けに必要な時間も含まれております。

2. 月々のレッスン回数が決まっているコースについては、原則として、その月の分は同月内の日程にて実施しますが、場合により月をまたいで実施日の調整をさせていただくことがあります。毎月のレッスン実施日程は、事前にご案内します。

3. 会場レッスンの場合、会場によって、夏季休暇、冬季休暇等を設定させていただいております。

4. 原則としてレッスン実施曜日・時間は固定しておりますが、やむを得ない事情により、レッスンの講師、内容、日程等を変更する場合があります。変更内容については、予め電子メール、本サイト上での変更通知、その他適宜の方法でお知らせします。なお、当該変更に起因する会員の不利益について、当会は、当会に故意または重大な過失のある場合を除き、一切責任を負いません。

第6条（受講申し込み）

1. レッスンの受講を希望する会員は、本サイトに掲示する手続きその他本規約等により当会が定める手続きに則って、当該レッスンの受講申し込みをします（当該受講申し込みをする会員をして、以下、「申込者」といいます。）。
2. 申込者は、申し込みに際して当会が求める申込者の情報について、最新のものを正確に申告するものとします。

第7条（受講申し込みの承諾等）

1. 前条に基づく申込者の受講申し込みを承諾したときは、当会は当該申込者に対し、当該承諾について電子メールで通知します。
2. 前項に定める電子メールの申込者への到達（当該電子メールが申込者のメールアドレスが割り当てられたメールサーバ中のメールボックスに読み取可能な状態で記録されたときに到達し、通知が完了したものとみなします。）を以って、当該申込者と当会との間に、当該レッスンの受講に関する契約（以下、「レッスン受講契約」といいます。）が成立します。
3. レッスン受講契約の成立後、申込者は、次条第1項に定める受講料を、当会が定める期日までに支払うことにより、当該レッスンを受講することができます。

第8条（受講料）

1. 申込者は、レッスン毎に定められた受講料を支払います（受講料を支払い、かつ実際に当該レッスンを受講した申込者について、以下、「受講者」といいます。）。
2. 受講料のお支払い方法は、当会が定める一部のコース（該当のコースおよび当該お支払い方法については別途ご案内します）を除き、クレジットカード払いに限ります。
3. 定期レッスンの受講料のお支払いは毎月払とします（当月分の受講料は、クレジットカード払いの場合は前月の25日に決済されます。ただし、当該クレジットカード用の金融機関口座からの引き落とし日は、当該クレジットカード発行会社の定める通りとし、次項において同様です。）。
4. 単発レッスンの受講料のお支払いは即日払いとします。
5. 受講料をお支払いいただけない場合は、受講をお断りします。
6. 第18条に定める場合を除き、申込者／受講者が当該レッスンに遅刻（遅刻した場合、

レッスンの運営上、当該レッスンの受講をお断りすることがあります。) または欠席した場合でも、受講料は一切返金されません。

7. 定期レッスンについては、月の途中から受講申し込みをされた場合でも、当月1ヶ月分の受講料をお支払いいただきます。

8. 申込手続完了後、受講者都合で、レッスンを受講せず、あるいは当該レッスンを受講することなく定期レッスンに係るレッスン受講契約を中途解約した場合でも、受講料は一切返金されません。

第9条（会場手続き料）

1. 当該が指定する一部の会場レッスンにおいては、受講料の他に初期費用として所定の会場手続き料をお支払いいただきます。

2. 会場手続き料は、初めて当該受講をお申し込みいただく会場毎に発生するものとします。ある会場で行われる会場レッスンの受講申し込み後に、新たに別の会場で行われる会場レッスンの受講をお申し込みいただく場合は、別途、別の会場での会場手続き料をお支払いいただくことになりますのでご了承ください。

3. 当該会場手続き料の金額およびお支払方法については、当会より別途事前にご案内します。なお、お申し込みいただくコースや会場によって金額が異なる場合があります。

第10条（施設費）

1. 一部の会場レッスンでは、受講料および会場手続き料の他に施設の維持管理のための「施設費」を設定しております。ご請求させていただく金額は当該レッスンのご案内ページおよび申し込みページでご案内します。

2. 施設費のお支払いについては第8条の定めに準じます。

3. 施設費はコースや会場によって異なる場合があります。

4. 会場のリニューアル等に伴い、指導期間の途中で施設費が改定になる場合があります。改定の際には予め会場より書面にて内容をご案内します。

第11条（その他の費用）

前三条に定める受講料、会場手続き料、および施設費の他に、発表会費・教材費・グレード受験料等、別途負担いただく費用が発生する場合は、お申し込み方法およびお支払い方法についてその都度ご案内いたします。なお、楽器および楽譜等（当会が指定する教材を含みます）については、第13条第1項に定める通り、申込者／受講者の責任と負担でご準備いただきます（別途当会が提供する場合を除きます。）。

第12条（定期レッスン受講契約）

1. 定期レッスンに係るレッスン受講契約は、1ヶ月単位の契約となり、1ヶ月未満の契約はありません。
2. 定期レッスンに係るレッスン受講契約は、所定の締め日（毎月15日）を過ぎると自動的に更新されます。なお、受講者・当会双方に更新義務はありません。
3. 定期レッスンにおいて、コースごとに定められた開催期間は指導期間であり、契約期間ではありません（コースにより指導期間に定めのないものもありますが、同様とさせていただきます。）。

第13条（準備）

1. レッスンで使用する楽器および楽譜等（第15条に定める教材を含みます）については、別途当会が提供する場合を除き、申込者／受講者ご自身の責任と負担でご準備ください。
2. オンラインレッスンのご受講に当たりご準備いただくものについては、お申し込みレッスン詳細ページまたはヘルプ>「推奨環境について」ページをご確認ください。
3. 当会は、申込者／受講者が当該楽器、楽譜あるいは機器等を準備できなかったこと、あるいは申込者／受講者の利用環境に起因し、当該レッスンの受講に支障が生じたとしても、一切責任を負いません。

第14条（グレード試験）

1. 取得目標グレードを定めている一部の会場レッスンのコースでは、レッスン開催期間満了または各年次やステップの修了を目安にヤマハグレード試験を受験いただいております。受験いただくグレードおよび受験申し込み方法につきましては、会場担当者または担当講師よりご案内いたします。
2. 受験料のお支払いについては第8条の定めに準じます。

第15条（教材）

1. 一部の会場レッスンのコースでは、購入いただく教材および販売時期が決まっております。購入いただく教材、販売時期、および購入方法につきましては、会場担当者または担当講師よりご案内いたします。
2. 教材費のお支払いについては第8条の定めに準じます。
3. 教材は、一旦購入いただきますと、落丁・乱丁などの不良品の場合を除き、返品することができません。
4. 著作権法（昭和45年法律第48号）により許容された範囲で会員自身が利用される場合を除き、教材を無断で複写・転写することは禁止されておりますのでご注意ください。また、教材の再版時において著作権者からの許諾が得られない楽曲は、不掲載となる場合がありますのでご了承ください。

第16条（撮影等）

当会は、予め申込者／受講者に告知し、その同意を得たうえで、レッスンの模様（受講者の容貌等を含みます。）を撮影、または録音・録画し、これを当会および当会の関連会社の資料、媒体（本サイト、当会および当会の関連会社のホームページその他の関連媒体を含みます。）、あるいは商品、販売促進物等に利用することができます。

第17条（禁止事項）

1. 会員は、レッスンの受講申し込み、およびその受講において、本規約等に定める禁止事項のほか、次の各号に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1) 他の受講者、講師、当会スタッフ、会場担当者、その他の第三者への迷惑行為（暴力、暴言、脅迫、恫喝、ストーカー行為（待伏せ、迷惑メール等）、セクシャルハラスメントその他のハラスメント行為等を含みますが、これらに限られません。）
 - (2) レッスン会場・施設、物品、器物等を毀損する行為、あるいはその運営・進行を妨害する行為
 - (3) 講師、当会スタッフまたは会場担当者の案内や注意に対して非協力的な行為（注意に従わない、あるいは講師を恫喝する等の行為を含みますが、これらに限られません。）

(4) レッスン中の、レッスン受講目的以外での携帯電話・スマートフォン等の使用（緊急の場合や、会場担当者あるいは講師の許可があった場合を除きます。レッスン中は予め電源をお切りいただくか、マナーモードに切替えていただきますようお願いいたします。）

(5) レッスンの模様を撮影し、または録音・録画する行為、およびこれらに類する行為

(6) 営利目的（その準備目的その他営業的な目的・活動、勧誘活動等を含みます。）、あるいは政治的ないし宗教的動機でレッスンの受講を申し込み、またはこれを受講する行為、ならびにこれらに準じる行為

(7) 受講申し込み・受講時の虚偽の申告

(8) その他レッスンの運営に支障を来す一切の行為

2. 会員が、前項各号に該当する行為、ないし本規約等に定める禁止行為をし、またはするおそれが認められるときは、当該会員について、直ちに会場から退出（オンラインレッスンにおける接続遮断を含みます。）していただき、以降のレッスンの受講をお断りするとともに、当会の判断で、MUSIC AVENUE および本会員サービスの強制退会処理をする場合があります。この場合において、当該会員が当会に支払った受講料その他の金員は、一切返還されません。

3. 会員が第1項各号に該当する行為をしたことにより当会または第三者に損害が生じたときは、これを賠償していただきます。なお、当会が当該第三者の損害を補償したときは、当該会員に対し、当該補償額を求償します。

4. 当該会員と第三者（他の会員を含みます。）との間で生じたトラブル等について、当会は一切の責任を負いません。

第18条（中止）

1. 当会の責に帰すべき事由（次項前段に定める事由を除きます。）により当該レッスンを実施できなくなったときは、当会は申込者に対し、その旨および振替日を電子メールおよび本サイトへの掲示を以ってご連絡します。なお、振替実施ができない場合または振替実施分を受講いただけない場合の受講料の返金については、その都度ご案内します。

2. 前項の定めにかかわらず、天災事変、感染症の蔓延その他の不可抗力（これによる交通機関の乱れを含みます。）、講師の傷病、レッスン会場・システムの運営上・機能上の問題そ

の他やむを得ない事由が生じたときは、当会は、当会独自の判断で当該レッスンを中止することができます。この場合において、当該レッスンを中止する旨、および振替実施の有無・内容等は、別途電子メール、本サイトへの掲示、会場でのアナウンス、その他適宜の方法でご案内します。なお、振替実施ができない場合または振替実施分を受講いただけない場合の受講料の返金についても、その都度ご案内します。

3. 災害等発生時には、当会スタッフ、会場担当者や講師の指示に従って行動してください。

4. 特に次の各号に該当する場合、当会は、レッスンの行き帰りを含めた申込者・受講者および講師の安全確保を第一に、当該レッスンの実施・続行の可否を判断したうえ、その詳細について、申込者・受講者に対し、電子メール、本サイトへの掲示、会場でのアナウンス、その他適宜の方法で速やかにお伝えします。なお、災害復旧状況や交通機関の運行状況の確認、その他安全の確保のため、当該レッスンの中止の解除ないし再開に時間を要することがあります。予めご了承ください。

(1) 気象警報発令時（台風・大雨・大雪・洪水時など）

- ① 特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）が発令された場合
- ② 台風等の接近により、暴風・大雨・洪水・暴風雪警報等が発令された場合、または警報発令が予測される場合

(2) 地震発生時

- ① 震度5強以上の地震が発生した場合
- ② 震度5弱以下の地震が発生し、レッスンの行き帰りを含め、安全確保が困難と予測される場合

(3) その他

- ① 社会的不安(感染症・テロなど)、あるいは政府・自治体が発令する指針・宣言等により、日常生活・行動に著しい制限が生じ、または生じ得る場合
- ② 公共交通機関が広域で運休した場合
- ③ その他上記に準ずる場合

※ レッスン開始前に中止することを決定したときは、可能な限り電子メールでご連絡を差し上げますが、状況により、ご連絡できない場合もございます。台風接近時、あるいは地震発生時には、気象情報／地震情報を十分にご確認のうえ、安全を確保いただきますよう、お願いいたします。

第19条（遅刻・欠席）

遅刻または欠席する場合は、別途当会が定めるコースを除き、予め当会指定の連絡先までご連絡ください。なお、受講者の遅刻・欠席による「補講」や「レッスン振替」はありません。

第20条（解約／解除）

1. 定期レッスン受講期間中に申込者／受講者の都合で当該レッスン受講契約を解約する場合は、次の各号に定める通りお手続きください。

(1) お手続き方法：マイページよりお手続きください。

(2) お手続き期日：解約ご希望月前月の15日までにお手続きください（期日を経過してのお手続きの場合、当該期日の翌月1ヶ月分の受講料をお支払いいただきます。）。

2. 受講料お支払い後のキャンセルはお受けできません。ご了承ください。前項第2号に定める期日を経過した場合の翌月1ヶ月分の受講料についても同様です。

3. 申込者／受講者が次の各号に該当するときは、当会は当会独自の判断で、当該レッスン受講契約を解除することができます。

(1)（定期レッスンについて）欠席が続き、連絡も取れないとき

(2) 当会所定の期日を過ぎても受講料をお支払いいただけないとき

(3) 第17条第1項各号に定める禁止行為をし、またはするおそれがあるとき、その他本規約等の違反が認められるとき

第21条（長期欠席）

1. 一部の会場レッスンでは、次の各号に定める理由により1ヶ月以上連續してレッスンを欠席（以下、「長期欠席」といいます。）される場合、次項に定める方法・期日内にお申し出いただいたときに限り、受講料が免除されます。

(1) 受講者本人が傷病・出産、ご家族の介護等により1ヶ月以上連續して受講が困難な場合

(2) 同伴を必要とするコースで、保護者が傷病や出産、ご家族の介護等により1ヶ月以上連續して同伴することが困難な場合

(3) 火災・水害・地震その他の災害による被害を受け、受講者本人の受講または保護者の同伴が困難な場合

2. 長期欠席を申請する場合は、所定の「長期欠席届」にご記入のうえ、当月の初回レッスン日までに担当講師までご提出ください。

3. 長期欠席期間は、最長で3ヶ月間までとします。長期欠席開始から3ヶ月が経過する前に、復帰時期について確認をさせていただき、復帰時期が決定できた場合は復帰していただけます。復帰時期が確定できない場合は、当該レッスン受講契約を解約させていただくことがあります。なるべくレッスンをお休みされる期間が長くなりませんようお願いいたします。

4. 長期欠席期間が2ヶ月以上となった場合は、元のクラス、曜日、時間等に戻ることができなくなることがあります。

5. 長期欠席期間中でも、その月に1回でもレッスンに出席されると、受講料を請求させていただきます。

第22条（不保証）

1. 当会は、受講者がレッスンの内容を完全に理解し、習得し、あるいは当該内容が受講者の興味・関心等に一致することを保証するものではありません。

2. 当会は、レッスンの正確性、完全性、最新性、安全性を保証するものではありません。

第23条（免責）

1. 当会は、当会に故意または重大な過失のある場合を除き、レッスンに起因または関連して会員に生じた損害について、一切責任を負いません。

2. 当会は、本サービス利用時にコンピュータウイルス感染等によって会員に発生したコンピュータ・回線・ソフトウェア等に係る一切の損害、あるいは本サービスに使用するプログラム、ソフトウェアおよび配信ファイル等の利用により、レッスン中またはレッスン外で会員に発生した一切の損害について、賠償する責任を負いません。

3. 当会は、会員の受講申し込み、もしくは実際の受講に際して、会員間、または会員と第三者との間で生じた紛争について、一切の責任・関係を持ちません。

4. 本レッスン規約が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 3 項に定める「消費者契約」に該当する場合は、本レッスン規約のうち、当会の損害賠償責任を完全に免除する規定、および当会に故意または重大な過失のある場合にその責任の一部を免除する規定は、適用されません。この場合において、会員に生じた損害が当会の債務不履行または不法行為に基づくときは、当会は、当会に故意または重大な過失のある場合を除き、当該損害のうち、現実に生じた通常かつ直接の損害に限り、会員が当会に支払った 1 ヶ月分（単発レッスンの場合は 1 回分）の受講料を上限として、賠償する責任を負います。

第 24 条（知的財産権等）

1. レッスンで使用等する、楽曲、教材、ならびに商標、文章、図形、デザイン、画像、映像、影音、データ、ファイル、コンピュータ・プログラム、その他のコンテンツに係る著作物・著作権、その他の知的財産（権）を含む一切の権利・利益、物、情報、コンテンツは、すべて当会または当会の指定する権利者に帰属し、特許法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法等の法令により保護されています。

2. 会員は、前項に定める権利・利益、物、情報、コンテンツを、当該レッスンの受講に限って使用するものとし、当該会員個人の私的利用によるものを除き、いかなる範囲においても、レッスン受講以外の目的・用途で使用（私的複製等の著作権法で定められている権利制限の範囲を超えるもの、送信、譲渡、頒布、貸与、翻案、修正、改変、二次使用等を含みますが、これらに限られません。）してはなりません。

3. 前二項に定める場合のほか、会員が自ら準備した楽譜等については、著作権法等の法令の定めに従ってご利用ください。

第 25 条（規定外事項）

本レッスン規約に定めのない事項については、すべて MUSIC AVENUE 利用規約およびレッスン細則に定める通りとします。

（全 25 条）

2021年 3月 23日 改定

2021年 11月 24日 改定

2022年 3月 31日 改定

2022年 8月 23日 改定

2023年 3月 1日 改定

2023年 4月 3日 改定